

学校伝染病にかかわる出席停止について

お子さまが_____に罹患したことを医師に診断された旨、連絡を受けました。
学校保健安全法に基づき出席停止といたします。出席停止の期間は下記の表の通りです。
他の生徒に感染のおそれなくなるまで登校はできませんので自宅で療養してください。
医師より感染のおそれがないと認められましたら、裏面の「出席停止解除届」へ保護者が記入し、
最初に登校する際にお子さまに持たせ、学校に提出してください。

※出席停止とは……学校において予防すべき感染症が発生した場合、他の健康な生徒への
感染を防止し、学校内の流行を阻止するために、該当生徒に対して
校長が出席を停止する措置のことです。

学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準(平成24年4月1日改正)

第1種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱 痘そう・南米出血熱・ペスト マールブルク病・ラッサ熱 急性灰白髄炎・ジフテリア 重症急性呼吸器不全症候群 (コロナウィルス属SARSコロナウィルスに限る) 鳥インフルエンザ(H5N1)	○治癒するまで
第2種	インフルエンザ <small>(鳥インフルエンザH5N1除く)</small>	○発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日(幼児は3日)を経過するまで
	百日咳	○特有の咳の消失まで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで。
	流行性耳下腺炎	○耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	咽頭結膜熱(プール熱)	○主要症状が消退した後、2日を経過するまで。
	麻疹(はしか)	○解熱後3日経過するまで
	風しん	○発疹が消退するまで
	水痘(みずぼうそう)	○すべての発疹が痂皮化するまで
第3種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	○病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス 流行性角結膜炎・急性出欠性結膜炎 その他の感染症 〔溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病 伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎(ノロウイルス等)など〕	○病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで。

※注

※注 第2種は、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めた時は、この限りでない。

出席停止解除届

疾病名 _____

発病した日 _____年 _____月 _____日

診断を受けた病院名 _____

医師氏名 _____

病院電話番号 _____

医師の指示により、
登校してはいけない期間 _____年 _____月 _____日～ _____年 _____月 _____日

_____年 _____月 _____日

北区立王子桜中学校長様

_____年 _____組 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印